

第1章 総則

第1章 総則

1 目的

この基準は、給水装置の設備及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法、水道法施行令、刈谷市水道給水条例及び同施行規程等に基づき、給水装置の設計、施工、検査、維持管理、並びに給水装置工事の事務手続きについて定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

2 法令等

この基準に掲げる法令等は次のとおりとする。

- (1) 法…水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 施行令…水道法施行令（昭和32年政令336号）をいう。
- (3) 施行規則…水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 条例…刈谷市水道給水条例（平成9年刈谷市条例第44号）をいう。
- (5) 施行規程…刈谷市水道給水条例施行規程（昭和51年水道事業管理規程第1号）をいう。
- (6) 設計施行基準…給水装置工事設計施行基準をいう。

3 用語の定義

- (1) 水道事業者

刈谷市水道事業をいう。

- (2) 管理者

刈谷市水道事業刈谷市長をいう。

- (3) 給水装置

需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）

ここでいう「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しできない構造として接合し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。

- (4) 指定工事業者

刈谷市水道指定給水装置工事事業者規程に基づき、管理者が指定する刈谷市水道指定給水装置工事事業者をいう。

- (5) 主任技術者

給水装置工事主任技術者試験（国家試験）に合格し、交付申請により国土交通大臣及び環境大臣により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。

- (6) 配水管

設計施行基準では、Φ250mm以下の管で、給水管の分岐を許可する管をいう。

(7) 第1止水栓

配水管から分岐した給水管の最初に設置する止水栓（又は仕切弁）をいう。

(8) 公設メーター

水道事業者が所有し、設置・管理するメーターをいう。

(9) 私設メーター

水道事業者以外の、家主・管理会社等が設置・管理するメーターをいう。

(10) 支管分岐

2以上の水道メーターが1つの取出しを使用する給水形態をいう。

(11) 専用住宅及び店舗付住宅

専用住宅とは、居住の用のみに供することを目的とした住宅のことをいい、店舗付住宅とは、居住に併設して営業の用に供する施設が存在する住宅のことをいう。

(12) 水頭

単位重量当たりの水の有する種々の形態のエネルギーの大きさを、水柱の高さとして表したもの。

(13) 損失水頭

管水路あるいは開水路において、摩擦、屈曲、断面変化などによって消耗されるエネルギーを水頭値で表したもの。

(14) さや管

管が、道路、鉄軌道、構造物などを横断又は貫通する場合、管の外傷防護のために布設する外筒管をいう。

4 指定給水装置工事事業者制度

(1) 制度の概要

指定給水装置工事事業者制度とは、給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。（法第16条の2第1項）

指定については給水装置工事の事業を行う者の申請によって行い（法第25条の2）、指定の要件は法により規定されている。（法第25条の3）指定工事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準（施行規則第36条）に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。（法第25条の8）

なお、令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上、実態との乖離の予防等を目的に、指定工事業者の指定に有効期限（5年間）が設定された。（法第25条の3の2）

(2) 管理者が指定工事業者に求めることができる事項

- ア 国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運に関する基準に従い、適切な給水装置工事の事業の運営をすること。(法第 25 条の 8、施行規則第 36 条)
- (ア) 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。
- (イ) 給水装置工事の施工について、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業ができる技能を有する者を従事、監督させること。
- (ウ) あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に合うよう施工すること。
- (エ) 主任技術者及び工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (オ) 基準に適しない給水装置を設置してはならない。また、その工事に適さない機械器具を使用してはならない。
- (カ) 主任技術者に工事に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
- イ 給水装置の検査を行うとき、当該給水装置工事を施工した主任技術者の立会い。(法第 25 条の 9)
- ウ 給水区域において施工した給水装置工事に関し、必要な報告または資料の提出。(法第 25 条の 10)
- エ 要件に該当しなくなった場合または違反したときの指定の取消し。(法第 25 条の 11)

5 主任技術者の職務

主任技術者の主な職務としては以下のとおりである。(法第 25 条の 4 第 3 項、施行規則第 23 条)

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事を完了した旨の管理者への連絡

6 給水装置の種別

給水装置は、次の 3 種に区分する。(条例第 4 条)

- (1) 専用給水装置 1 戸又は 1 箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 戸又は 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

7 給水装置工事の種類

新 設 工 事		新たに給水装置を設置する工事
改 造 工 事	口 径 変 更	既設給水管と同位置で給水管の口径変更を行う工事
	取 出 済 改 造	宅地内のみで給水装置の改造を行う工事
	位 置 変 更	既設給水管の位置を変更する工事
	そ の 他	上記以外の工事
撤 去 工 事		給水装置を撤去する工事

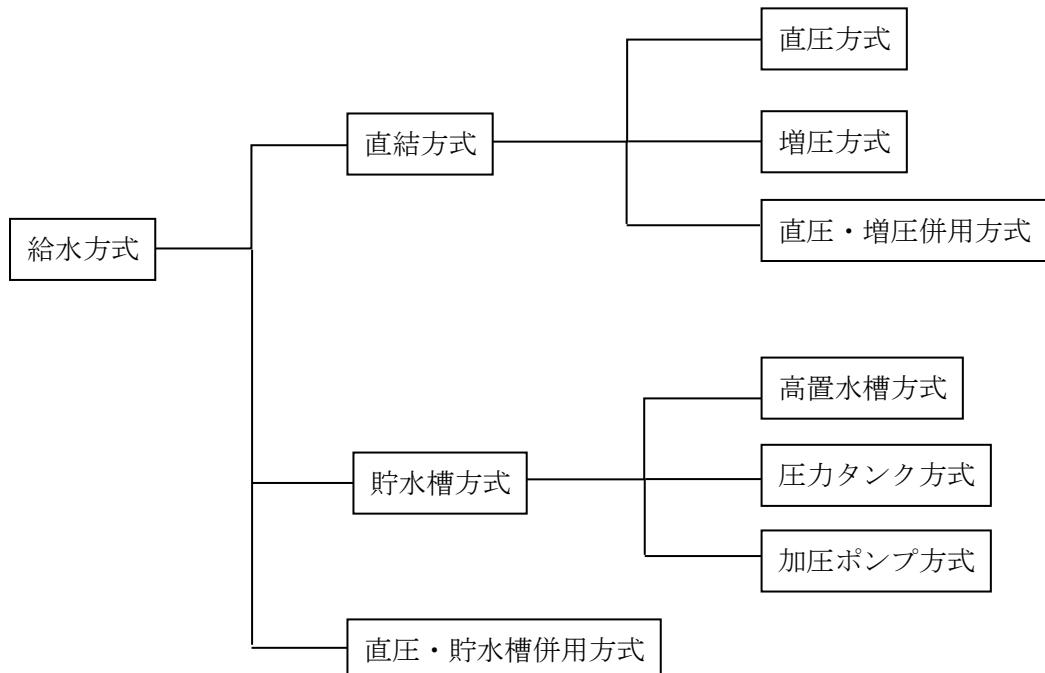
8 給水方式

給水方式には、大きく分けて直結方式と貯水槽方式、直圧・貯水槽併用方式に分類される。

給水方式の採用にあたっては、各々の特徴・長所・短所を十分理解し、建物の利用用途に適した給水方式を選定する必要がある。

一般的な給水方式の分類及び特徴は以下のとおり示す。

(1) 給水方式の分類



(2) 給水方式の特徴

	直結方式		貯水槽方式
	直圧方式	増圧方式	
水質劣化のおそれ	なし	なし	あり (貯水槽維持管理必要)
貯水機能	なし	なし	あり
設置スペース	不要	小規模スペースが必要	貯水槽を設置する大規模スペースが必要
維持管理	不要	増圧装置、減圧式逆流防止器のメンテナンスが必要	貯水槽の清掃、ポンプのメンテナンスが必要
経費	安価	高価（初期費用大）	高価（ランニングコスト大）
給水管口径	大きい	大きい	小さい

(3) 直結直圧方式

原則として、2階（給水高が道路面より6.0m未満）までの給水を対象とする。

しかし、3階（給水栓高が道路面より8m以下）までの給水において、別に定める「第8章 3階直結直圧給水施工基準」に適合する場合は、直結直圧方式とする事ができる。

(4) 直結増圧方式

3階建て以上15階程度までの建物において、別に定める「第9章 直結増圧給水施工基準」に適合する場合は、直結増圧方式とする事ができる。

(5) 貯水槽方式

1 建物に原則1個の貯水槽を設置する。

次のいずれかに該当する場合は、貯水槽方式とする。

- ア 需要者の必要とする水量・水圧が直結方式では得られない場合。
- イ 一時に多量の水を必要とする場合、又は常時一定の水量・水圧を必要とする場合。
- ウ 事故、災害、渴水などによる減断水時にも、給水の確保を必要とする場合。
(ホテル、医療施設、住居を伴う福祉施設など)
- エ 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。
(クリーニング、メッキ、印刷などの薬品を取り扱う施設)

オ その他、直結方式に適合しない場合。

(6) 直圧・貯水槽併用方式

一つの建築物内で、直結直圧方式と貯水槽方式の両方を併用する場合。

ア 併用方式は原則、一つの建築物内で用途が複数（住居又は事務所・店舗の併設等）ある場合を対象とする。

イ 給水方式は階毎で決定するものとし、同一階で併用はできない。また、給水方式はそれぞれ連続した階で統一し、他の給水方式の階を跨いでの給水はできない。

ウ 給水方式は利用用途毎に決定するものとし、同じ利用用途での併用はできない。

エ 学校（小学校、中学校、高等学校）においては、上記（ア）～（ウ）に関わらず、管理者との協議による。

9 管理分界点

給水装置は申込者の費用で設置されるものであり、管理責任も所有者、使用者にあるが、公道内の給水装置については工事完了後に管理者へ管理が移管される。また、官民境界から原則1m以内に丙止水栓（第1止水栓を設置する場合は第1止水栓）が設置されており、かつ維持管理に支障がないときには、丙止水栓（第1止水栓）までの維持管理は管理者が行う。

(図1-1～図1-5)

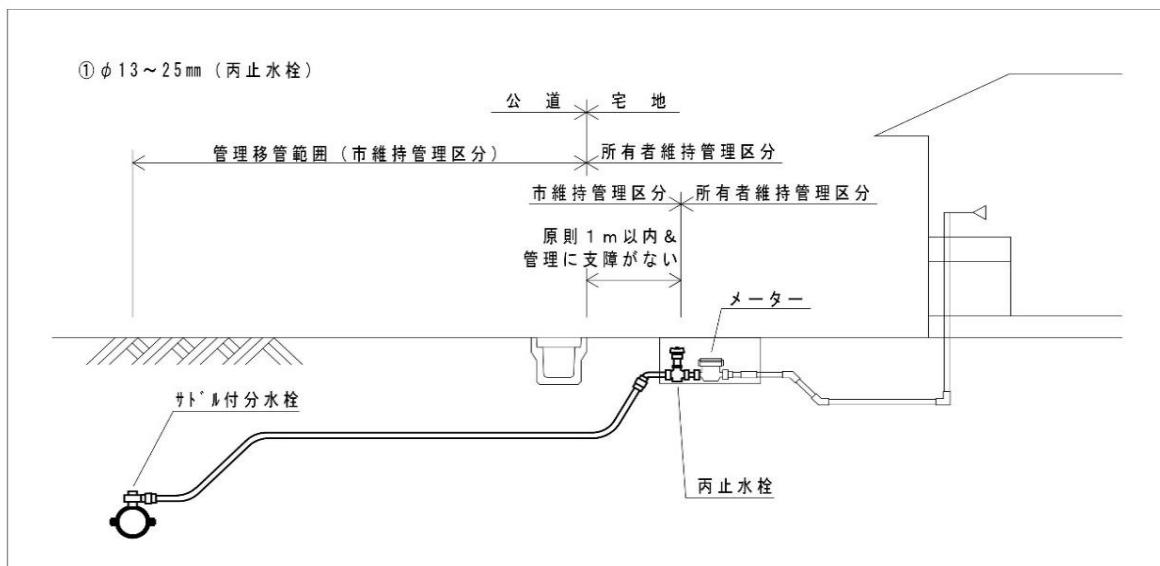


図1-1

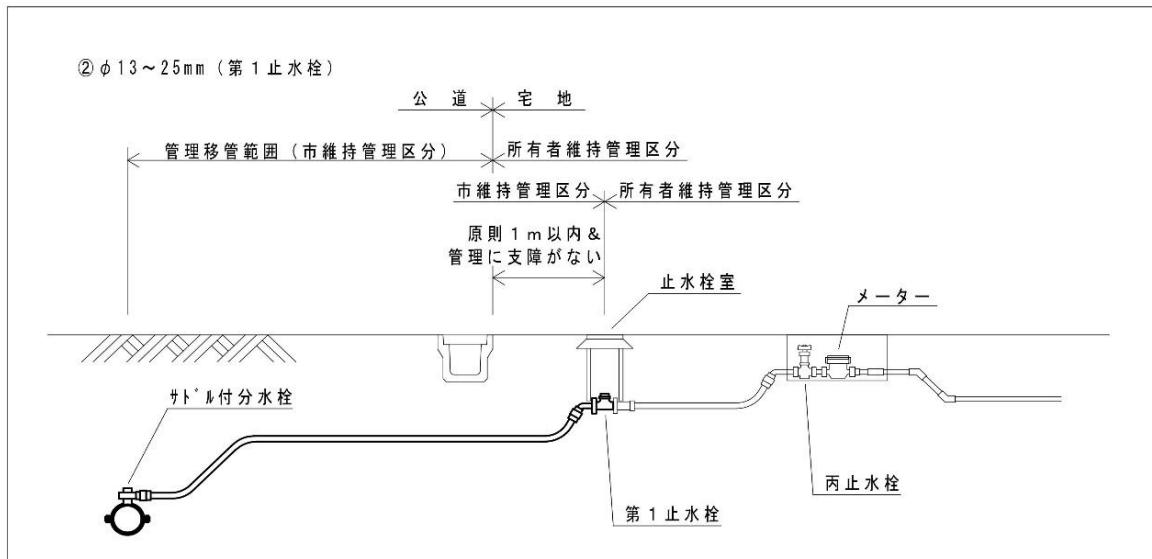


図1-2

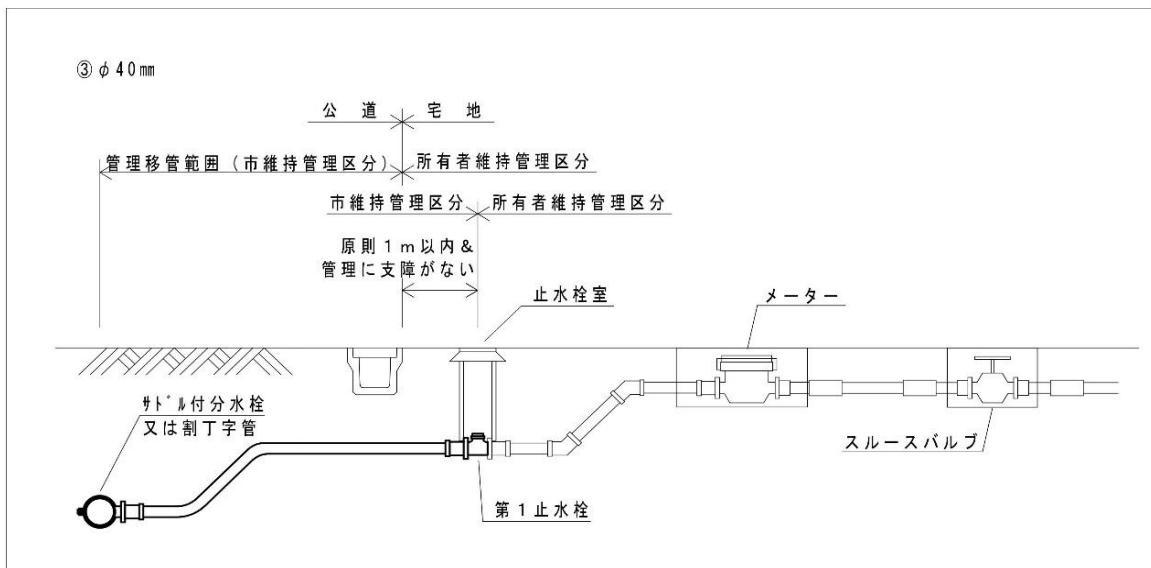


図 1-3

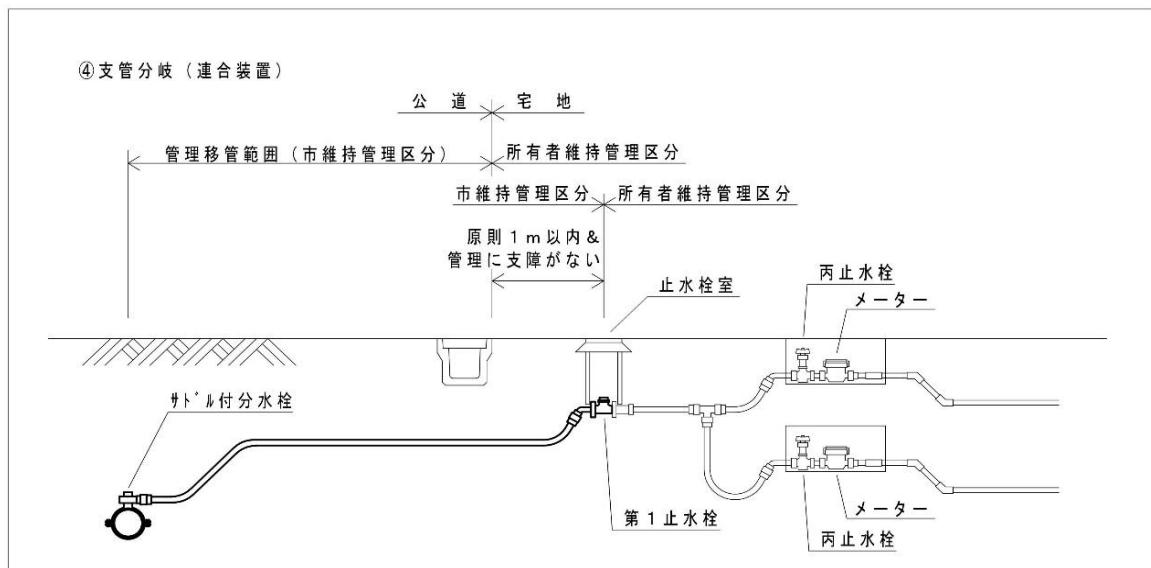


図 1-4

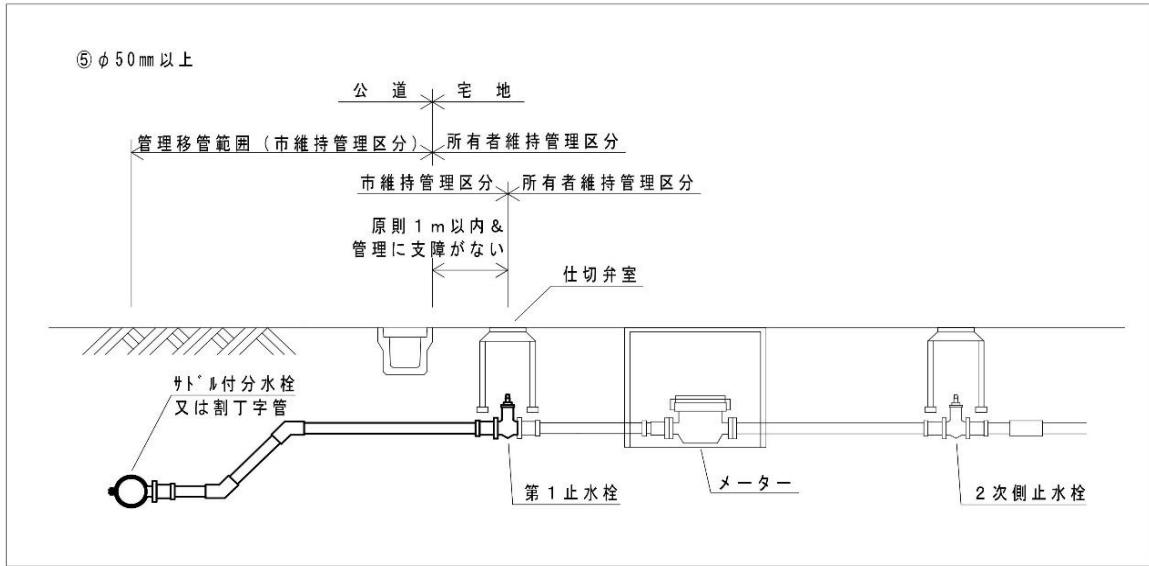


図 1-5

10 その他

この基準の適用に疑義が生じた場合は、管理者の指示によること。